

宇陀市公告第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月25日

宇陀市長 高見省次

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
政南地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
経営体数
個人 1経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：新規就農の促進
コメント：集落においては、青年の新規就農者の受け入れを推進し、今後懸念される耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。大田学氏は、自給農家であった親の経営を継承し、借入地を増やして規模拡大を図り、将来、認定農業者を目指していく。また、施設栽培を行う事により安定した出荷ができることを目的とする。